第1 審議会の結論

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)第28条に基づき、特定個人情報ファイルに個 人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えることに伴い山梨県知事が 特定個人情報保護評価の再実施に当たり作成した「住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書(案)」(以下「本件評価書」という。)に ついて点検を行ったところ、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するため の適切な措置を講じていると認められる。

第2 審議経過

年 月 日	審議事項
令和5年11月 1日	○諮問
令和5年12月11日	○審議

第3 山梨県個人情報保護審議会委員

	氏	名	役 職 名	備 考
松本	成輔		弁護士	会 長
新里	清高		弁護士	会長代理
大塚	ゆかり		山梨県立大学教授	
市川	美季		元山梨県エネルギー局長	
郷の優	建 太郎		山梨大学大学院教授	